

少子化に関する最近の動きについて

内閣府男女共同参画局総務課

1 少子化社会対策基本法施行以降の動きについて

15年9月 少子化社会対策基本法（以下「法」という。）施行（参考1）

- ・少子化に対処するための施策の大綱(以下「大綱」という)の策定(7条)
- ・少子化社会対策会議の設置等(18条、19条)

15年9月 少子化社会対策会議（第1回）

会議決定「少子化社会対策大綱の作成方針等について」

- ・16年5月を目途に、大綱の案の作成を行うこと、
- ・大綱案を作成するため会長が指名する委員及び有識者による検討会（参考2）を開催すること、等を決定。

15年11月、16年1月 少子化社会対策大綱検討会（第1回、第2回）

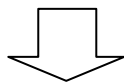
- ・少子化対策に関する論点メモ
- ・少子化社会対策大綱についてのアウトライン

16年 月 少子化社会対策大綱検討会

- ・少子化社会対策大綱に盛り込む内容について検討

16年5月目途 少子化社会対策会議

少子化社会対策大綱案の策定



少子化社会対策大綱策定

2 少子化社会対策大綱検討会における男女共同参画に関する有識者意見の概要 (第1回、第2回における男女共同参画に関する主要なものの要旨)

仕事と子育ての両立支援

(1) 保育サービス等の充実

- ・待機児童を現実にゼロとする目標時期を明示すべき

(2) 職場環境の整備・男性を含めた働き方の見直し

- ・男女ともに仕事と家庭生活の両立を無理なくできる職場環境の整備が必要
- ・女性の就労継続支援、専業主婦の社会参画支援が必要
- ・女性が職業的選択の不本意な変更なく、出産・育児を選択できる社会の整備が必要
- ・男性の子育て参加の促進、役割分業意識の改革が必要
- ・パパクォータ制を設けるべき

(3) その他

- ・子育てを社会全体で応援すること(子育ての社会化)への転換が必要

(参考) 少子化社会対策大綱検討会における論点等に関する資料

- ・少子化対策に関する論点メモ(第1回検討会資料 参考3)
- ・少子化社会対策大綱についてのアウトライン(第2回検討会資料 参考4)

平成 2 年

「1.57ショック」=少子化の認識が一般化

平成 3 年

『出生率の動向』を踏まえた対策

「健やかに子供を生ま育てる環境づくりについて」
(健やかに子供を生ま育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議)

子育てと仕事の両立支援などの子どもを生ま育てやすい環境の整備

拡充

エンゼルプランの策定 (H6年)

平成 9 年

人口推計 (平成 9 年 1 月) の公表 (出生率予測: 1.80 1.61)

平成 9 年

『少子化への対応の必要性』に基づく対策

- ・「少子化に関する基本的な考え方について」
(厚生省人口問題審議会)
- ・「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために (提言)」
(少子化への対応を考える有識者会議)

平成 10 年

平成 11 年

『総合的な少子化対策』

- ・「少子化対策推進基本方針」
(少子化対策推進関係閣僚会議)
- ・「国民的な広がりのある取組みの推進について」
(少子化への対応を推進する国民会議)

拡充

新エンゼルプランの策定

平成 12 年

平成 14 年

新人口推計 (平成 14 年 1 月) の公表 (出生率予測: 1.61 1.39)

平成 14 年

『少子化の流れを変える』ためのもう一段の対策 (次世代育成支援対策) の推進

- ・少子化社会を考える懇談会取りまとめ
- ・少子化対策プラスワン

従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、以下の4つの柱に沿った取組を推進

男性を含めた働き方の見直し、
地域における子育て支援、
社会保障における次世代支援、
子供の社会性の向上や自立の促進

平成 15 年

- ・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(3月)
(少子化対策推進関係閣僚会議)
- ・「次世代育成支援対策推進法」等の成立 (7月)

平成 15 年

『少子化社会対策基本法』に基づく対策

- ・「少子化社会対策基本法」の施行 (9月)
- ・「少子化社会対策大綱の策定」(5月目途予定)

少子化社会対策基本法（概要）

1 前文

子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、求められている旨等を規定。

2 総則

◆ 目的（1条）

少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

◆ 基本理念（2条）

家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること、社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して講ずべきこと 等

◆ 国、地方公共団体、事業主、国民の責務（3～6条）

◆ 政府の義務

少子化に対処するための施策の大綱の策定（7条）

必要な法制上又は財政上の設置を講ずること（8条）

年次報告の国会提出（9条）

3 基本的施策

◆ 雇用環境の整備（10条）

◆ 保育サービス当の充実（11条）

◆ 地域社会における子育て支援体制の整備（12条）

◆ 母子健康医療体制の充実等（13条）

◆ ゆとりのある教育の推進等（14条）

◆ 生活環境の整備（15条）

◆ 経済的負担の軽減（16条）

◆ 教育及び啓発（17条）

4 少子化社会対策会議（18条、19条）

◆ 内閣府に特別の機関として設置

◆ 所掌事務

少子化に対処するための施策の大綱の案の作成

少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整

少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項の審議、少子化に対処するための施策の実施の推進

◆ 組織 会長 内閣総理大臣

委員 内閣官房長官、関係行政機関の長、特命担当大臣

幹事 関係行政機関の職員

少子化社会対策大綱検討会の開催について

平成15年11月26日
少子化社会対策会議会長決定

1.趣旨

「少子化社会対策大綱の案の作成方針等について」(平成15年9月10日少子化社会対策会議決定)に基づき、少子化に対処するための施策の大綱の案の作成に資するため、少子化社会対策大綱検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

2.構成員

検討会の構成員は、別紙に掲げる少子化社会対策会議委員及び有識者とする。ただし、必要に応じ、他の少子化社会対策会議委員その他の関係者の出席を求めることができる。

3.主宰者

検討会は、内閣府特命担当大臣(青少年育成及び少子化対策)が主宰する。

4.庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官(総合企画調整担当)において処理する。

5.その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣(青少年及び少子化対策)が定める。

(別紙)

少子化社会対策大綱検討会構成員名簿

(少子化社会対策会議委員)

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(青少年育成及び少子化対策)

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

(有識者)

おおつか むつたけ
大塚 陸毅

東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長

おおひなた まさみ
大日向 雅美

恵泉女学園大学人文学部教授

おくやま ちづこ
奥山 千鶴子

特定非営利活動法人びーのびーの理事長

さかきばら のりこ
榊原 智子

読売新聞編集局解説部記者

さとう ひろき
佐藤 博樹

東京大学社会科学研究所教授

しらいし ますみ
白石 真澄

東洋大学経済学部助教授

みやじま ひろし
宮島 洋

早稲田大学法学部特任教授

ももい まりこ
桃井 真里子

自治医科大学小児科教授

[有識者については五十音順・敬称略]

(参考)

少子化社会対策大綱の案の作成方針等について

(平成 15 年 9 月 10 日 少子化社会対策会議決定)

1. 少子化社会対策会議(以下「会議」という。)は、平成 16 年 5 月を目途に、少子化社会対策基本法(以下「法」という。)第 18 条に基づく少子化に対処するための施策の大綱(以下「大綱」という。)の案の作成を行う。
2. 大綱は、法の定める以下の基本的施策を中心に、政府が少子化に対処するために推進すべき施策の総合的かつ長期的な指針を示すものとして、その案を作成することとする。
 - 雇用環境の整備
 - 保育サービス等の充実
 - 地域社会における子育て支援体制の整備
 - 母子保健医療体制の充実等
 - ゆとりのある教育の推進等
 - 生活環境の整備
 - 経済的負担の軽減
 - 教育及び啓発
3. 大綱の案の作成に資するため、会長が指名する委員及び有識者による検討会を開催するとともに、内閣府において、国民各層の意見を幅広く聴取することとする。
4. 会議は、少子化対策推進関係閣僚会議(平成 11 年 5 月 21 日閣議口頭了解により開催、法の施行に伴い平成 15 年 9 月 1 日廃止)の機能を引き継ぎ、大綱が定められるまでの間、同閣僚会議において決定された「少子化対策推進基本方針」(平成 11 年 12 月 17 日)及び「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(平成 15 年 3 月 14 日)に基づき、少子化に対処するための施策を推進することとする。

少子化対策に関する論点メモ

本資料は、検討会における少子化対策に関する考え方等についての議論の参考とするため、事務局において、様々な観点から考えられる少子化対策の課題について整理を試みたものである。

1. 家族の多様性に着目した課題

全ての子育て家庭を対象とした支援

子育て家庭の多様性に着目しつつ、全ての子育て家庭に対し、支援が行われるよう配慮

専業主婦の子育て家庭

子育ての負担感が大きい専業主婦の在宅育児への支援に着目

- ・地域における子育て支援の抜本的充実（相談・交流型 / 一時預かり型 / 居宅支援型事業）
- ・専業主婦による在宅育児の価値の再評価
- ・出産・子育てのために仕事を離れた人の職業経験や知識・技能をいかした再就職の支援

など

共働き子育て家庭

共働き子育て家庭の多様なニーズに対応した支援が充実するよう配慮

- ・仕事と子育ての両立支援（雇用環境の整備、保育サービスの充実等）

など

一人親子育て家庭

離婚や死別などによる一人親子育て家庭に対し、総合的な支援が行われるよう配慮

未婚者や子どもを持ってない夫婦に対する支援

結婚や子どもを持つことを本当は（潜在的には）望んでいながら様々な困難等のために結婚できない又は子どもを持ってない者に着目

- ・仕事と子育ての両立支援等、安心して子どもを持つことができる環境の整備
- ・フリーター対策等の若者の自立支援
- ・不妊治療等の出産の支援
- ・結婚に対する支援を行うことの是非

など

2. 身近な子育て支援の大切さに着目した課題

身近に利用できる子育て支援サービス等の充実

身近なところで子育てを支えられているという実感が持てるよう配慮

- ・地域における子育て支援サービス体制の整備
- ・特に、「つどい広場」等子育て中の親による互いの子育て助け合いの促進（NPO、ボランティアとの連携）
- ・小児救急医療等出産・子育てに関わる医療体制の整備

など

子育てを支援する生活環境の整備

ハード・ソフト両面において身近な生活環境が子育てにやさしいものとなっているよう配慮

- ・広くゆとりのある住宅の確保
- ・住宅等と保育所等の子育て支援施設の一体的整備や職住近接の実現
- ・公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化の推進

など

3. 子育ての心理面の負担に着目した課題

子育ての心理的負担の軽減

子育てに対する心理的負担をもたらず要因に着目

- ・子どもや子育て家庭に対し無関心、冷淡な社会の風潮の改善
- ・負担感を生じさせている要因（仕事と子育ての両立の困難、母親の孤独感等）の軽減

など

結婚・出産・子育てに関する否定的イメージの払拭

結婚・出産、子育てについて必要以上に否定的イメージが持たれているのではないかという点に着目

- ・結婚や出産、子育てに関して持たれている否定的イメージ（時間的・精神的拘束感、負担感等）の払拭
- ・男女が協力して過程を築くこと及び子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発

など

4. 働き方に着目した課題

男性も含めた働き方の見直し

全ての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方ができるよう配慮

- ・人の営みにおいて、子育てや次世代の育成が重要であるという意識・企業文化の構築
- ・男性も女性も仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備
- ・特に、過重な労働状況になっている子育て層の男性の働き方の見直し

など

5. 男性の子育てに着目した課題

男性の子育て参加の促進

極端に短い弾性の家事・育児時間の現状に着目

6. 地域の多様性に着目した課題

都市部における子育てを困難にする現状の改善

合計特殊出生率が低い都市部特有の子育ての困難さに着目

- ・待機児童の解消
- ・職住近接の実現
- ・安心して子どもと遊びにいけない環境の改善

など

地方における子育て環境の改善

地方特有の子育ての困難さに着目

- ・子どもの絶対数が少ないことに伴う、子ども同士の交流の場の不足を改善
- ・身近に利用できる子育て支援体制の整備

など

7. 子育ての費用負担に着目した課題

子育ての経済的負担の軽減

子育てに要する経済的負担の重さに着目

- ・ 保育や教育、医療等の面における負担の軽減
- ・ 児童手当、子育てに関する税制の在り方

など

子育て費用の社会全体での負担

費用面における子育ての社会化に着目

- ・ 子育てのコストを社会全体で負担するための制度（例えば、育児保険のような制度）の可否

など

8. 世代間の交流に着目した課題

子育てを終えた世代の子育て支援参加促進

子育てを終えた世代が持つ経験や時間的余裕等に着目

中高生が乳幼児と触れ合う機会の拡大

中高生が乳幼児と触れ合う機会が減少していることに着目

9. 子どもの年齢期に着目した課題

子どもの成長段階に応じた適切な支援

出生から青少年期までの子どもの成長段階に応じた支援のあり方に着目

- ・ 育児負担が大きい3歳未満児に対する支援の重点強化
- ・ 「生きる力」を育む等子どもの社会性の向上、自立の促進を図るための総合的な教育や健全育成の取組の推進
- ・ 「食育」の推進や性に関する正しい理解の普及

など

10 . 取組の緊急性に着目した課題

子育て環境の集中的改善

第2次ベビーブーム世代が出産・子育て期を迎えており、今後5年程度の間に、子どもを生み、育てる環境を改善させるため、集中的な取組を行う必要性に着目

- ・効果の高い施設の重点的、集中的実施
- ・施策の集中的推進体制の早急な構築

など

少子化社会対策大綱についてのアウトライン

(注) 本資料は、検討会における議論に資するため、事務局においてたたき台として作成したものである。実際の大綱案の構成は、今後の検討により変更等がありうる。

1 大綱策定の目的

少子化の現状と社会への影響

- ・ 保育サービスの整備、育児休業制度の充実などの施策を積み上げてきたにもかかわらず、我が国の出生率は 1.32 に低下し、今後数年内に人口減少社会に突入
- ・ 激しい少子・高齢化の進行は、社会経済あるいは我が国のあり方に深刻な影響

少子化をもたらしている社会の状況

- ・ 子供を生み、育てることを望んでも、その実現を困難にしている意識や社会環境の存在
- ・ 仕事を続けていこうとする女性にとって、仕事と子育ての両立の観点からの高いバリア（障壁）
- ・ 子供を生み、育てることに対する不安感が強く、専業主婦も含め、子育てが孤立化している傾向
- ・ 価値観の多様化、社会的自立の遅れ等のなかでの晩婚化、未婚率の上昇
- ・ 子どもを生み、育てにくくしている長時間勤務等の働き方の現状
- ・ 日本の社会は子育てに冷たい社会になっているとの指摘
- ・ さらに、子育てに価値を見出しにくい社会になっている、子育てをしたいという意識が弱化している、との指摘

少子化対策の必要性、有益性

- ・ 少子化の流れを変えるための適切な対策の効果は、活力ある社会と豊かな国民生活の実現につながり、個人一人ひとりに還元されていくもの

このため、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針としての大綱を定め、少子化に歯止めをかけるという課題に的確に対処する

2 基本的な考え方及び重点課題

(1) 基本的な考え方

家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境整備

子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会の実現

留意すべき事項

- ・少子化に対処する施策の重要性、緊急性
- ・子育て家庭の多様性を踏まえ、すべての子育て環境を対象とした支援
- ・大都市、地方都市、農村等、地域の多様性に応じた支援の実施
- ・男女が協力して過程を築き、子どもを生み、育てることのできる社会の形成
- ・それぞれの当事者の主体的な取組及びそれに対する支援
(父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任)
(企業やNPOなどの積極的な取組)
- ・子どもにとっての幸せの視点
- ・未婚率上昇への留意

(2) 重点課題

子育てと仕事の両立支援

男性を含めた働き方の見直し

地域における子育て支援

子育て家庭への経済的支援

若者の社会的な自立支援

子育てを応援する社会づくり

3 少子化に対処するための施策の基本的方向

4 推進体制等

(1) 推進体制等についての考え方

効果的な推進体制の整備

少子化社会対策会議を中心とした緊密な連携・協力

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく取組

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県、市町村、事業者による行動計画の策定、推進

(3) 重点施策についての具体的実施計画

関係省庁の施策の具体的実施計画（新新プラン）を策定

(4) 国民的な理解と広がりをもった取組の促進

「少子化への対応を推進する国民会議」等

(5) 情報の収集・分析・提供、情報公開と国民の意見の反映

少子化の状況及び少子化社会対策に係る情報の収集・分析、提供、情報公開
国民の意見の聴取、反映

(6) 政策評価と影響調査

施策の効果について評価

政府の施策が少子化の状況に及ぼす影響について調査

(7) 大綱のフォローアップ等

状況に応じフォローアップを行い、おおむね5年を目途に見直し